

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、生涯にわたって健康で生き生きと暮らし、豊かな人間性を育むためには欠かすことのできないものです。また、地域の「食」を活かした様々な活動は、郷土への愛情を育み、活力ある地域づくりへとつながっていく非常に重要なものです。

和歌山県では、平成19年に「食べて元気、わかやま食育推進プラン」を、さらに平成25年3月に第2次和歌山県食育推進計画を策定し、県民運動として、食育を推進してまいりました。

その結果、「食育」という言葉が県民に浸透し、食育に関心を持っている人の割合や、食事バランスガイド等何らかの指針を目安に食事に気をつけている人、メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事や運動等を継続的に実践している人は増加しています。また、学校給食の実施率が向上し、学校における食育の中心的な役割を担う栄養教諭*の数も増加しています。

しかしながら、特に若い世代では、朝食欠食の割合が高くなっており、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ない現状です。

また、家族や友人と一緒に楽しく食事をする割合や、1日当たりの野菜や果物の摂取量も少ないなど、依然として課題が見受けられます。

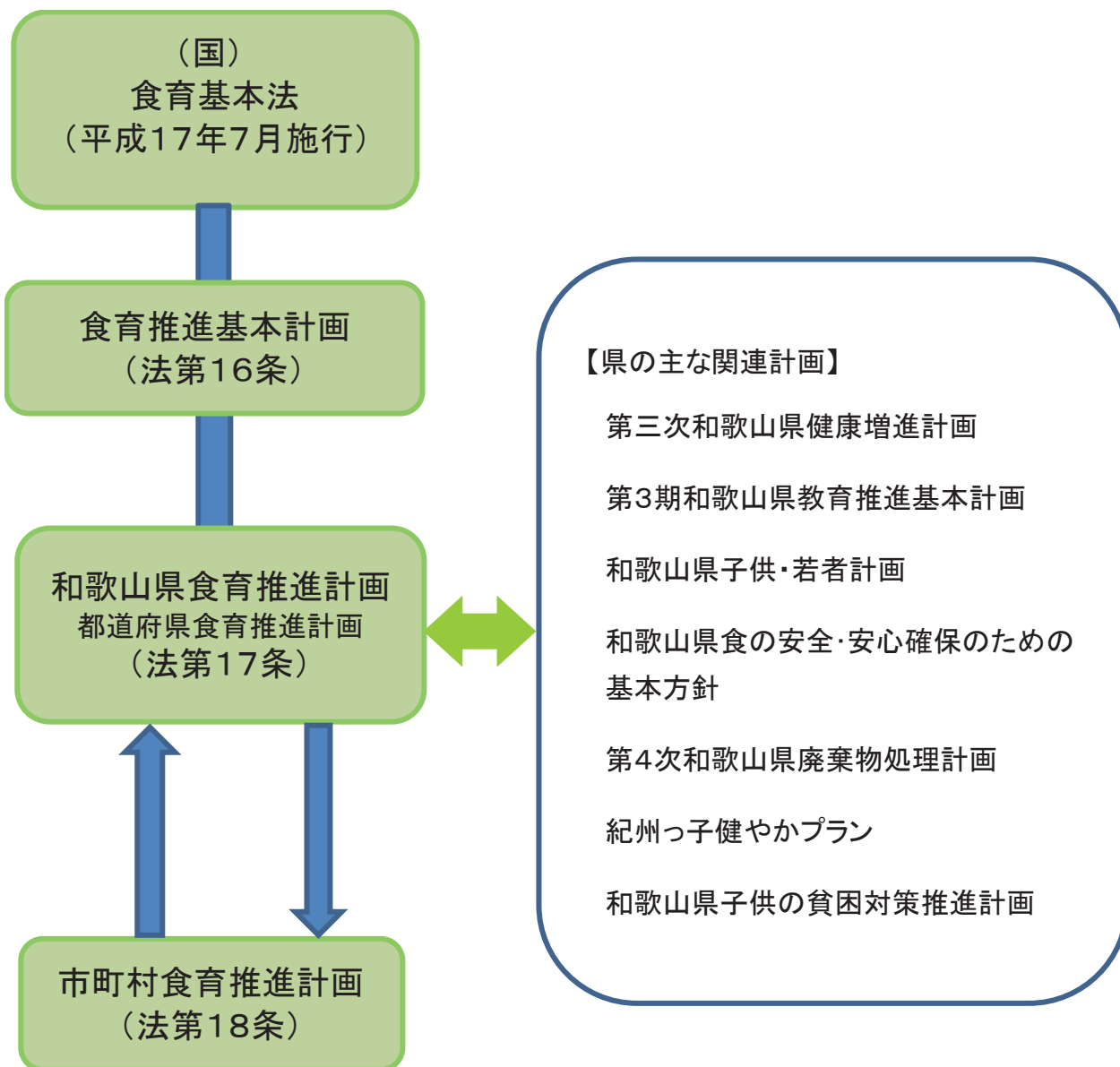
こうした食をめぐる現状とこれまでの取組で明らかとなった課題、国の第3次食育推進基本計画を踏まえ、恵まれた気候風土と長い歴史の中で育まれた豊かな食材や食文化の中で、一層、食育の取組を推進するため、第3次和歌山県食育推進計画を策定いたしました。

*：用語解説(23～25ページ)

(2) 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第17条に基づく計画として位置付け、和歌山県の特徴を活かした食育推進のビジョン及び具体的施策の方向性を示したものです。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。



(3) 計画の期間

- ・ 2018年度(平成30年度)～2022年度(平成34年度) までの5年間とします。
- ・ 計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。